

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和6年6月11日
独立行政法人環境再生保全機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業（E S C O事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、独自に電気を受ける契約の締結やE S C O事業については、当機構が民間ビルの一テナントであることから行うことは困難である。また、自動車及び船舶の購入や建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注並びに産業廃棄物の処理に係る契約の締結は該当するものがなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

令和5年度における物品やサービスの調達に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。